

アメリカン・エキスプレスのカード

保険・補償のご案内

ワランティー・プラス及びホームウェア・プロテクション保証規定

ビジネス・ワランティ・プラス規定

ビジネス・カー・ピッキング・プロテクション補償規定

キャンセル・プロテクション補償規定

ワランティー・プラスおよびホームウェア・プロテクション保証規定

プラチナ・カード[®]、ANA アメリカン・エキスプレス[®]・プレミアム・カード、センチュリオン[®]・カード（以下「対象カード」とする）会員の方には下記に掲げる保証サービスが提供されます。

この保証は、東京海上日動火災保険株式会社とアメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc. が締結した保険契約をもとに、保険契約が終了する 2025 年 7 月 31 日まで提供されます。

- ワランティー・プラスとは、対象カード会員が対象カードにより購入された製品の保証期間を 2 年間延長（メーカー保証終了後 2 年間）し、故障の修理費用を保証するものです。故障とは取り扱い説明書及び本体貼付ラベルなどの注意に従った正常な使用状態で修理が必要となる場合を言います。
- ホームウェア・プロテクションとは、対象カード会員が所有している製品に対し、火災、盗難、破損、水濡れなどの偶然な事故により生じた損害を保証するものです。

保証を受けられる人

この保証は、対象カード会員の基本カード会員及び追加カード会員に対して提供されます。

保証期間

ワランティー・プラスの保証期間は、メーカー保証期間終了後 2 年間とします。

ホームウェア・プロテクションの保証期間は、上記の保証期間と同一とし、この期間内に損害が生じた場合に保証します。

※いずれの補償についても、2025 年 7 月 31 日までに補償の対象となる要件を満たしたものが対象となります。

お支払いする保証限度額

- 毎年 12 月 1 日より起算した 1 年間（保険契約が終了した場合には、その終了日まで）、ワランティー・プラスとホームウェア・プロテクションの保証を合わせ 50 万円を年間の保証限度額とします。
 - また、この限度額は対象カードの基本カード会員及び追加カード会員合算となります。
- 保証額は購入された製品の代金、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額をもとに、購入日から起算した使用期間に応じて設定された保証限度額以内となります。

(保証限度額)

	ワランティー・プラス	ホームウェア・プロテクション
事故内容	故障	火災・盗難・破損・水漏れ
購入日から 6 ヶ月	(メーカー保証)	購入金額の 100%
6 ヶ月超から 1 年	(メーカー保証)	購入金額の 90%
1 年超から 2 年		購入金額の 80%
2 年超から 3 年		購入金額の 70%
3 年超から 4 年	保証なし	購入金額の 60%
4 年超	保証なし	購入金額の 50%

(ご注意)

- 5,000 円未満の損害は保証の対象外となります。
- 修理費用とは部品代、工賃、出張費を言います。但し、出張費はメーカー保証規定で出張修理対象製品のみ保証します。
- 本保証サービス以外の保証書または保険などがある場合は、その保証規定または保険などでの支払いを優先しそれから支払われる金額を控除した残額をこの保証規定での損害額とみなします。

この保証の対象となる製品

- 日本国内で有効なメーカー保証期間が 1 年間の家電製品、パソコン、ワープロ、時計、カメラ、電話機（S I M カードに割り当てられた電話番号を用いることで通話できる携帯式機器、P H S およびポケットベルを除きます。）およびこれに類する電化製品
- 日本国内で修理可能な製品

この保証の対象とならない場合

(1) 次に掲げる製品は保証の対象になりません

- メーカー保証がない製品及びメーカー保証期間が 1 年間以外の製品（6 ヶ月、3 年間など）
- 日本国内で修理不可能な製品
- 中古品及び転売を目的として購入された製品
- プリンター、ソフトウェア、周辺装置、コード及びバッテリーなどの製品本体に付属して使用する製品
- スマートフォン・携帯電話
- ラジコン模型およびこれらの付属品
- 宝石、貴金属、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラスなどの装身具類および衣服
- 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカートなどの原動機付乗用具およびこれらの付属品（カーナビゲーションシステムおよび AV 電子機器などを含みます。）
- 土地、建物及び建物の一部を構成する物
- 飲食物、動物および植物

●業務用機器

(2) 次に掲げる故障・損害は保証の対象になりません

- メーカー保証の対象となる場合及びメーカー保証において明記されている保証範囲外の事由による保証対象製品の故障
 - 製品の自然消耗、摩擦、さび、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由による故障、損傷及び損害
 - メーカーリコールまたはメーカーが取り替えを認めたとき
 - 本保証サービス以外の保証書または保険などによって、保証対象製品の修理対象となる故障、損傷及び損害
 - 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石等の水災によって生じた損害
 - 地震、津波、噴火に起因する故障、損傷及び損害
 - 置き忘れ、紛失、遺失に起因する故障、損傷及び損害
 - 業務用途での使用の場合
 - カード会員が引渡しを受ける前に当該保険の目的に生じた損害
 - 保険の目的の配送中に生じた損害
- (3) 上記に加え次の場合も保証の対象なりません
- 製品の使用上の誤り及び不当な修理や改造により生じた故障、損傷及び損害
 - 修理費用（部品代、工賃、出張費）以外の費用、但し、出張費についてはメーカー保証において出張修理対象製品となっている場合のみ対象となります
 - 製品の故障及び事故に起因して生じた対人、対物被害及び製品の使用の阻害によって生じた損害
 - 故意、重過失に起因する故障、損傷及び損害
 - 詐欺、横領に起因する損害
 - 対象カード会員の資格を失った場合
 - 2025年8月1日以降に補償の対象となる事由が発生した場合

故障、事故発生の際の補償請求などについて

- (1) 故障・事故にあわれた時は遅滞なく引受保険会社までご連絡ください。
- (2) 「保険金請求書」に必要事項をご記入の上、署名して、請求内容に定められた必要書類、メーカー保証書、売上票、領収書、損害を立証するための必要な書類（罹災証明、盗難届出済証明書、修理見積書、あるいは請求書など）写真、その他関係書類（必要な場合、別途保険会社より指示させていただきます）を添えて故障・事故発生日から30日以内にご提出ください。

請求時効について

損害が生じた（損害が生じたと推定する場合を含む）日の翌日から起算して3年を経過した場合は、保険金請求権が時効により消滅します。

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社
 (事故のご連絡先) 0120-870720 (通話料無料／9:00～17:00／土日祝休)、引受保険会社内
 (書類のご返送先) 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル5階
 東京海上日動火災保険株式会社 ウエルネス保険金サポート部
 傷害サポート室傷害第二チーム

【注意】2025年8月1日以降に発生した事故については受付できかねます。

本誌の記載内容は2025年8月現在のものです。

ビジネス・ワランティ・プラス規定

アメリカン・エキスプレス・ビジネス・プラチナ・カードの基本カード会員様には下記に掲げる補償サービスが提供されます。

このサービスは、東京海上日動火災保険株式会社とアメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc. が締結した保険契約をもとに、保険契約が終了する 2025 年 7 月 31 日まで提供されます。

ビジネス・ワランティ・プラスは、ビジネス・プラチナ基本カード使用による本サービス対象製品の購入日から 3 年間、①メーカー保証の延長として自然故障を修理補償する

「オフィス・ワランティ・プラス」と、②偶発的な事故（破損、火災、水濡れ、盗難）を補償する「オフィスウェア・プロテクション」を組み合わせたサービスです。ビジネス・プラチナ・カードの基本カードにて本サービス対象製品を購入された場合のみ、ビジネス・ワランティ・プラスは提供されます。

ビジネス・ワランティ・プラスのサービス提供を受ける場合

オフィス・ワランティ・プラスもしくは、オフィスウェア・プロテクションを受ける場合には、本サービス対象製品の購入年月日およびビジネス・プラチナ基本カードのご利用を確認させていただきます。

- 本サービスの対象製品は、下記記載のとおり限定されています。

パソコン（PDA、電子辞書、レジを除く）、パソコンモニター、コピー機、複合機、プリンター、シュレッダー、プロジェクター、スキャナー、電話機（携帯電話・PHS を除く）、FAX、テレビ（携帯型を除く）、ビデオ・DVD（携帯型を除く）、冷暖房（業務用を除く）、冷蔵庫（業務用を除く）、電子レンジ（業務用を除く）、掃除機（業務用を除く）、オーディオ機器（業務用を除く）、電卓、電気スタンド、ラミネーター（業務用を除く）、空気清浄機、加湿・除湿機

- メーカー保証が 1 年未満の製品は、このサービスの提供を受けることはできません。

- ビジネス・プラチナ・基本カードのご利用が確認できない場合には、このサービスの提供を受けることはできません。ビジネス・プラチナ・追加カードをご利用の場合にも、このサービスの提供を受けることはできませんので、ご注意ください。

- 本サービス対象製品を、第三者に譲渡・貸与された場合には、本サービスは提供されません。

オフィス・ワランティ・プラスの概要

オフィス・ワランティ・プラスは、本サービスの対象製品の取扱説明書および本体添付ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で故障が発生した場合、メーカー保証書に記載されている内容および以下の記載事項に基づいて、修理補償を提供するものです。

オフィスウェア・プロテクションの概要

オフィスウェア・プロテクションは、破損、火災、水濡れ、盗難による偶然な事故により生じた損害を以下の記載事項に基づいて、補償を提供するものです。

補償期間

- 補償サービスの提供は、対象製品購入時から始まり、対象製品購入日から 3 年にて終了します。
- ただし、オフィス・ワランティ・プラスの補償サービス提供は、メーカー保証期間終了後から、開始されるものとします。なお保守契約はメーカー保証とみなしません。
- いずれの補償についても、2025 年 7 月 31 日までに補償の対象となる要件を満たしたもののが対象となります。

お支払する補償限度額

- 毎年 2 月 1 日より起算した 1 年間（保険契約が終了した場合には、その終了日まで）に、オフィス・ワランティ・プラスとオフィスウェア・プロテクションを合わせ、20 万円を年間の補償限度額とします。
- 補償額は、購入された製品のカード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額をもとに、購入日から起算した期間に応じて下記のとおり設定された補償限度額以内となります。

(補償限度額)

	オフィス・ワランティ・プラス	オフィスウェア・プロテクション
事故内容	故障	破損・火災・水濡れ・盗難
購入日から 6 ヶ月	(メーカー保証)	購入金額の 100%
6 ヶ月超から 1 年	(メーカー保証)	購入金額の 90%
1 年超から 2 年		購入金額の 80%
2 年超から 3 年		購入金額の 70%

（ご注意）

- 補償の対象となる修理費用もしくは損害額は、5,000 円以上とします。
- 修理費用とは部品代、工賃、出張費をいいます。ただし、出張費はメーカー保証規定にて出張修理対象製品のみ補償します。
- 他の延長保証サービスや保険や保守契約での補償を受ける場合には、他の延長保証サービスや保険や保守契約での補償支払いを優先し、本補償による支払可能額との差額をお支払いさせていただきます。
- 対象製品の購入金額の一部にビジネス・プラチナ基本カードを利用した場合、対象製品購入時の購入金額に対する、ビジネス・プラチナ基本カードの利用金額割合を、上記補償限度額に乘じた額を補償限度額とさせていただきます。

この補償の対象となる製品

メーカー保証（保守契約はメーカー保証とはみなしません）期間が 1 年以上で、購入金額が 1 万円（外税）以上の下記製品とします。

- パソコン（PDA、電子辞書、レジを除く）
- パソコンモニター
- コピー機、複合機、プリンター
- シュレッダー
- プロジェクター
- スキャナー
- 電話機（携帯電話・PHS を除く）、FAX
- テレビ（携帯型を除く）、ビデオ・DVD（携帯型を除く）
- 冷暖房（業務用を除く）
- 冷蔵庫（業務用を除く）
- 電子レンジ（業務用を除く）
- 掃除機（業務用を除く）
- オーディオ機器（業務用を除く）
- 電卓
- 電気スタンド
- ラミネーター（業務用を除く）
- 空気清浄機
- 加湿・除湿機

この補償の対象とならない製品

- 家庭使用目的の製品
- 2007年2月20日以前に購入した製品
- ビジネス・プラチナ・基本カードを利用せずに購入した製品
- メーカー保証がない製品およびメーカー保証期間が1年末満の製品。なお保守契約はメーカー保証とはみなしません。
- 販売を目的とするために購入した製品
- 購入金額が1万円（外税）未満の製品
- スマートフォン・携帯電話
- 消耗品（バッテリー、インクカートリッジ、フィルターなど）および付属品（リモコン、コード、ケース、ストラップなど）

補償の対象とならない場合

- 日本国外で生じた損害
- メーカー保証の給付がなされるべき損害
- 故意、重過失、不当な修理や改造（BIOS アップを含む）による故障および損傷
- メーカーの瑕疵によって生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石などの水災によって生じた損害
- 地震、噴火、津波によって生じた損害
- 消耗品（電池、インク、フィルターなど）および付属品の交換により正常に機能する場合
- コンピュータプログラム（BIOS を含む）、インプットデータなどソフトに関する損害および再インストール費用
- 詐欺・横領・紛失による損害
- 使用上の消耗、変質、さび、かび、変色・ねずみ食い・虫食いおよび電池の液漏れなどによる損害および使用上支障のない外観のキズ・へこみ、症状でのない不良など
- その他、戦争・暴動・事変や、差押え・没収など国や公共機関の公権力の行使または核燃料物質による損害
- カード会員の資格を失った場合
- 紙詰まり、目詰まりなどにおいて、保守作業のみで機能復旧する場合
- 電子部品の交換を伴わずに機能復旧できる場合
- メーカー保証にて保証対象外とされている事由（オフィス・ワランティ・プラスのみ）
- 2025年8月1日以降に補償の対象となる事由が発生した場合

お客様のご負担となるものについて

- 修理品を廃棄処分する場合の諸費用（リサイクル費用含む）
- 出張修理対象外商品をお客様のご都合により出張修理する場合の出張費用
- 修理費用以外の費用や損害
- オフィス・ワランティ・プラスの補償を受ける場合の、メーカー保証にて保証対象外とされている費用

ご注意

- パソコンに関する注意点（主なもの）
 - ・パソコンに関してはハードのみに補償は限定されます。
 - ・ソフトに起因するトラブルは補償対象外になります。
 - ・お客様が行った増設や拡張に起因するトラブルは補償対象外になります。
 - ・パソコン本体以外の機器による故障発生に関しては補償対象外になります。

故障・事故発生の際の補償請求などについて

- 故障・事故の場合には、遅滞なく引受け保険会社までご連絡ください。折り返し「保険金請求書」をお送りいたします。
- 「保険金請求書」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、請求内容に定められた必要書類、メーカー保証書、領収書、損害を立証する必要書類（修理見積書あるいは修理請求書、罹災証明、盗難届出済証明書など）、写真、その他関係書類（必要な場合、別途保険会社より指示させていただきます）

を添えて故障・事故発生日から 30 日以内にご提出ください。

請求時効について

損害が生じた（損害が生じたと推定する場合を含む）日の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、保険金請求権が時効により消滅します。

（引受保険会社） 東京海上日動火災保険株式会社

（事故のご連絡先） 0120-870-991（通話料無料 /9:00～17:00/ 土日祝休）、引受保険会社内

【注意】 2025 年 8 月 1 日以降に発生した事故については受付できかねます。

本誌の記載内容は 2025 年 8 月現在のものです。

ビジネス・カー・ピッキング・プロテクション補償規定

アメリカン・エキスプレス・ビジネス・プラチナ・カード会員の方には下記に掲げる補償サービスが提供されます。この補償は、東京海上日動火災保険株式会社とアメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc. が締結した保険契約をもとに、保険契約が終了する 2025 年 7 月 31 日まで提供されます。

■補償を受けられる人

アメリカン・エキスプレス・ビジネス・プラチナ・カードの基本カード会員である法人・個人事業主の内、役員が 10 名以下の法人・個人事業主（以下「補償対象者」といいます）が補償対象となります。

■補償限度額

毎年 2 月 1 日より起算した 1 年間（保険契約が終了した場合には、その終了日まで）、30 万円を年間補償限度額とします。ただし、1 事故につき 5,000 円が自己負担（免責金額）となります。

■補償の対象となる場合

2025 年 7 月 31 日までの間に発生した偶然な事故により、補償対象者が補償対象者所有の自動車の車室またはトランク内に収容している補償対象者所有の動産について生じた損害。なお、補償対象者所有の自動車とは、補償対象者が車検証上の所有者である自動車に加え、補償対象者が所有権留保条項付売買契約に基づく買主あるいは 1 年以上を期間とする賃借契約の借主である自動車を含みます。

■補償の対象とならない主な場合

(1) 次に掲げるのは補償の対象となりません。

- ・商品
- ・自動車の付属品（付属品とは、自動車に定着または装備されているものをいいます。）
- ・1 個または 1 組の価額が 30 万円を超える宝石、貴金属、装飾品、書画、骨董、その他の美術品
- ・携帯電話、PHS などの携帯式通信機器
- ・現金、有価証券、印紙、切手、預金証書（通帳・キャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、プリペイドカードなど
- ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡など
- ・稿本、設計図、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの
- ・動物、植物、飲食物、食料品

(2) 上記に加えて次の場合も補償の対象となりません。

- ・自然の消耗に起因する損害
- ・補償対象者の故意または重大な過失に起因する損害
- ・補償対象物に対する修理、清掃などの作業に起因する損害
- ・電気的事故または機械的事故に起因する損害
- ・地震、噴火、津波、水災に起因する損害
- ・アメリカン・エキスプレス®・ビジネス・プラチナ・カード会員の資格を失った場合
- ・2025 年 8 月 1 日以降に補償の対象となる事由が発生した場合

●事故発生の際の保険金請求などについて

(1) 事故にあわれた場合は遅滞なく、アメリカン・エキスプレス補償制度係（東京海上日動火災保険株式会社内 0120-881605（通話料無料 /9:30～17:00/ 土日祝休））までご連絡ください。折り返し「保険金請求書」をお送りいたします。

(2) 「保険金請求書」に必要事項をご記入、ご署名のうえ、その他の必要書類などを添えて事故発生日から 30 日以内にご提出ください。

●請求時効について

損害が生じた（損害が生じたと推定する場合を含む）日の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、保険金請求権が時効により消滅します。

（引受保険会社） 東京海上日動火災保険株式会社

（書類のご返送先） 〒105-8551 東京都港区西新橋 3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル 5 階

東京海上日動火災保険株式会社 ウェルネス保険金サポート部
傷害サポート室傷害第二チーム

【注意】 2025 年 8 月 1 日以降に発生した事故については受付できかねます。

本誌の記載内容は 2025 年 8 月現在のものです。

キャンセル・プロテクション補償規定

カード券種によって適用される補償規定が異なります。

アメリカン・エキスプレス®・ビジネス・ゴールド・カードに適用される補償規定

「カード」とは、アメリカン・エキスプレス・ビジネス・ゴールド・カードをいいます。

第1条（当社の支払責任）

- ①アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド日本支社（以下「当社」といいます。）は、(a) カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院、または、(b) カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の子供の傷害による通院（以下この補償規定において「キャンセル事由」といいます。）によって、カード会員が第3条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、基本カード会員がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。
- ②この補償規定において入院とは、医師（カード会員が医師である場合は、カード会員以外の医師をいいます。以下この補償規定において同様とします。）による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- ③第1項に規定するカード会員とカード会員以外の者との統柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時においてカード会員の配偶者であったものとみなします。

第2条（カード会員の定義）

この補償規定におけるカード会員は、基本カード会員および追加カード会員（ただし、当社が定めるところにより本補償が適用されないこととされた追加カード会員を除きます。以下同じです。）とします。

第3条（特定のサービスの範囲）

第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を当社のビジネス・ゴールド・カードにより支払ったものに限ります。

- (1) 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- (2) 旅館、ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (3) 航空機、船舶、鉄道、自動車などによる旅客の輸送
- (4) 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (5) 運動、教養などの趣味の指導、教授または施設の提供
- (6) 演劇、音楽、美術、映画などの公演、上映、展示、興行

第4条（キャンセル費用の範囲）

- ①第1条（当社の支払責任）第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。
- ②前項のキャンセル費用は、カード会員に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員がサービスの提供をうけられなくなった場合において、カード会員に同行するカード会員の配偶者もサービスの提供をうけられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- ③第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当社が認める金額に限ります。

第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

- ①当社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。
 - (1) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
 - (2) 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
 - (3) 通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した当日
- ②当社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、補償金を支払いません。
- ③第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後に当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

- ①当社は、第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
- ②前項の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当社は、補償金を支払いません。

第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

- ①当社は、2006年1月31日以前に、キャンセル事由の原因（カード会員、カード会員の配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供について、第1条（当社の支払責任）第1項の死亡、入院または通院の直接の原因となった傷害の発生または疾病的発病をいいます。）が生じていたため基本カード会員がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。

第8条（補償期間と支払責任の関係）

当社は、この補償規定の補償期間中（2006年2月1日以降2025年9月30日まで）にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。

第9条（請求可能期間）

当社は2026年4月1日以降にカード会員または補償金を受け取るべき者から請求を受けたキャンセル費用について補償金を支払いません。

第10条（補償金を支払わない場合）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。

①カード会員の故意

②補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

③カード会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④カード会員の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。

⑤カード会員が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

⑥妊娠、出産、早産または流産による入院

⑦頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）

⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

⑩核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑪前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫第10号以外の放射線照射または放射能汚染

第11条（補償金の支払額）

当社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額から、基本カード会員の自己負担額（1,000円または当該キャンセル費用の額の10%に相当する額のいずれか高い額をいいます。第14条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）第2項において同様とします。）を差し引いた額とします。

第12条（カード会員1名あたりの支払補償金の限度）

当社が支払うべき補償金の額は2月1日以降毎年1年間を通じ、カード会員1名あたり10万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の子供の傷害による通院の場合、2月1日以降毎年1年間を通じ、カード会員1名あたり3万円をもって限度とします。

第13条（損害防止義務）

①第1条（当社の支払責任）第1項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員または補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除するなどキャンセル費用の発生の防止または軽減につとめなければなりません。

②カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第14条（回収金額の控除）

基本カード会員が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金などの回収金があるときは、その額を基本カード会員が負担した第1条（当社の支払責任）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第15条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）

①第1条（当社の支払責任）の損害に対して保険金などを支払うべき他の保険契約などがある場合において、それぞれの補償規定または保険契約などについて他の保険契約などがないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\begin{array}{rcl} \text{他の保険契約などがないものとして算出した} \\ \text{この補償規定の支払責任額} \\ \hline \text{損傷の額} \times \frac{\text{他の補償規定または保険契約などがないものとして算出した}}{\text{それぞれの補償規定または保険契約などの支払責任額の合計額}} = \text{補償金の支払額} \end{array}$$

②前項の損害の額は、それぞれの補償規定または保険契約などに基本カード会員の自己負担額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い自己負担額を差し引いた額とします。

第16条（当社の指定医による診察などの要求）

①当社は、第16条（事故などが発生した場合のカード会員の義務）第1項第1号の規定による通知または第17条（補償金の請求）第1項の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師によるカード会員、カード会員の配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供の身体の診察を行うことを、カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）などの関係者に対して求めることができます。

②前項の規定による当社の申出について、カード会員または補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、補償金を支払いません。

第17条（事故などが発生した場合のカード会員の義務）

①カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第2項において同様とします。）は、事故など（第1条（当社の支払責任）の特定サービスの提供をうけられなくなった場合をいいます）が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 第1条（当社の支払責任）第1項に規定するキャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 当社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。

②カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項に規定する義務に違反したときは、当社は、補償金を支払いません。

第18条（補償金の請求）

①カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が補償金の支払をうけようとするときは、補償金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- (1) 当社の定める事故状況報告書
- (2) サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
- (3) 基本カード会員が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
- (4) カード会員との続柄を証明する戸籍謄本などの書類
- (5) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書
- (6) 入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書
- (7) 通院がキャンセル事由である場合には、通院日、傷害の内容を証明する医師の診断書
- (8) 死亡または入院の直接の原因が疾病であるときは、その疾病が2006年2月1日以降に発病していることを証明する医師の診断書
- (9) 当社がカード会員の病状・治療内容などについて医師に照会し説明を求めることについての同意書

②当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③カード会員または補償金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

④カード会員または補償金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、補償金を支払いません。

アメリカン・エキスプレス®・ビジネス・プラチナ・カードに適用される補償規定

「カード」とは、アメリカン・エキスプレス・ビジネス・プラチナ・カードをいいます。

第1条（当社の支払責任）

1. 当社は、カード会員等^(*1)が、次のいずれかの事由（以下、この補償規定において「キャンセル事由」といいます。）に該当したことにより、第3条に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、カード会員等またはそれらの法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。

①カード会員等またはカード会員等の配偶者またはカード会員等の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院

②カード会員等またはカード会員等の配偶者またはカード会員等の子どもの傷害による通院

③カード会員等の居住する建物またはこれに収容される家財が次に掲げる事由のいずれかによって損害^(*2)を受け、その損害の額^(*3)が100万円以上となった場合

ア.火災、落雷、破裂または爆発^(*4)

イ.風災^(*5)、水災^(*6)、ひょう災または雪災^(*7)

ウ.建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊

④カード会員等が裁判所の呼び出しにより、訴訟または調停の証人または評価人として裁判所に出頭する場合

⑤海外の渡航先^(*8)において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合

ア.地震もしくは噴火またはこれらによる津波^(*9)

イ.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動^(*10)またはテロ行為^(*11)

ウ.運送・宿泊機関など^(*12)の事故または火災

エ.渡航先に対する退避勧告など^(*13)の発出^(*14)

2. 第1条に規定するカード会員等とカード会員等以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じたときにおけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じたときにおいてカード会員等の配偶者であったものとみなします。

(*1) 第2条に規定するカード会員または同行予定者をいいます。また、同行予定者とは、カード会員と同一のサービスを同時に参加予約した者で、カード会員に同行する者をいいます。配偶者はここでいう同行予定者に含みません。

(*2) 消防または避難に必要な処置によってカード会員等の居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。

(*3) 損害が生じた地およびときにおけるカード会員等の居住する建物またはこれに収容される家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕しうる場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。

(*4) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*5) 台風、せん風、暴風または暴風雨などによるものをいいます。

(*6) 台風、暴風、豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮または土砂くずれなどによるものをいいます。

(*7) 豪雪またはなだれなどによるものをいいます。

(*8) カード会員等が訪れている海外の渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の海外の渡航先をいいます。以下この補償規定において同様とします。

(*9) 対象となる地震は、マグニチュード8以上のものに限ります。

- (*10) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下この補償規定において同様とします。
- (*11) 政治的、社会的、宗教もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体、個人またはこれと連帯する者がその主義や主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 以下この補償規定において同様とします。
- (*12) カード会員等が利用を予定していた運送機関もしくは宿泊機関などをいいます。以下この補償規定で同様とします。
- (*13) 日本国政府が発出する「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」をいいます。
- (*14) 退避勧告など^(*11)が渡航先の属する国他の地域に対して発出された場合を含みます。

第2条（カード会員の定義）

この補償規定におけるカード会員は、基本カード会員および追加カード会員（ただし、当社が定めるところにより本補償が適用されないこととされた追加カード会員を除きます。以下同じです。）とします。

第3条（特定のサービスの範囲）

第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を当社のビジネス・プラチナ・カードにより支払ったものに限ります。

- ①国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ②旅館、ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③航空機、船舶、鉄道、自動車などによる旅客の輸送
- ④宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤運動、教養などの趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥演劇、音楽、美術、映画などの公演、上映、展示、興行

第4条（キャンセル費用の範囲）

1. 第1条（当社の支払責任）第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。
2. 前項のキャンセル費用は、カード会員等に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員等がサービスの提供を受けられなくなった場合において、カード会員等に同行するカード会員等の配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
3. 第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員等に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当社が認める金額に限ります。
4. 同行者のキャンセル費用については、旅券など客観的な資料でその同行者の氏名が確認できる場合に限り、同行予定者1名分までを補償します。

第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

- ①当社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。
 - (1) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
 - (2) 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
 - (3) 院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した当日
 - (4) 居住の建物またはこれに収容される家財に損害を受けたことがキャンセル事由である場合には、損害を受けた日からその日を含めて31日以内
 - (5) 裁判所への出頭がキャンセル事由である場合には、出頭当日
 - (6) 第1条（当社の支払責任）第1項⑤がキャンセル事由である場合には、⑤の発生からその日を含めて31日以内
- ②当社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供を受けられた場合は受けられる場合には、補償金を支払いません。
- ③第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後に当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

- ①当社は、第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
- ②前項の予約した日およびサービスの提供を受ける日が明確でない場合には、当社は、補償金を支払いません。

第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

- ①当社は、次に定める期日以前にキャンセル事由の生じた原因が生じていたためカード会員等またはカード会員等の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。
 - (1) キャンセル事由が第1条第1項第1号から2号に定める事由による場合は、その直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病が2007年1月31日もしくはカード会員になった日のいずれか遅い日以前。
- ②前項第1号の発病の認定は、医師の診断によります。

第8条（補償期間と支払責任の関係）

- ①当社は、以下の期日以降にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
 - (1) キャンセル事由が第1条第1項第1号から2号に定める事由による場合は、2007年2月1日以降2025年9月30日まで
 - (2) キャンセル事由が第1条第2項第3号から5号に定める事由による場合は、2013年3月1日以降2025年9月30日まで

第 9 条（請求可能期間）

当社は 2026 年 4 月 1 日以降にカード会員または補償金を受け取るべき者から請求を受けたキャンセル費用について補償金を支払いません。

第 10 条（補償金を支払わない場合）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。

- ①カード会員等の故意
- ②補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- ③カード会員等の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④カード会員等の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りでありません。
- ⑤カード会員等が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑥妊娠、出産、早産または流産による入院
- ⑦頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）
- ⑧核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨前 3 号の事故に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩第 8 号以外の放射線照射または放射能汚染

第 11 条（補償金の支払額）

当社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生 1 回につき、第 4 条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額から、カード会員等の自己負担額（1,000 円または当該キャンセル費用の額の 10% に相当する額のいずれか高い額をいいます。第 14 条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）第 2 項において同様とします。）を差し引いた額とします。

第 12 条（カード会員 1 名あたりの支払補償金および補償金支払回数の限度）

- ①当社が支払うべき補償金の額は 2 月 1 日以降毎年 1 年間を通じ、50 万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会員等、カード会員等の配偶者またはカード会員等の子供の傷害による通院の場合、2 月 1 日以降毎年 1 年間を通じ、カード会員 1 名あたり 15 万円をもって限度とします。
- ②前項の 1 年間の限度額は、キャンセル事由が発生した日を基準とします。

第 13 条（損害防止義務）

- ①第 1 条（当社の支払責任）第 1 項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員等または補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除するなどキャンセル費用の発生の防止または軽減に務めなければなりません。
- ②カード会員等または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第 14 条（回収金額の控除）

カード会員等が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金などの回収金があるときは、その額をカード会員等が負担した第 1 条（当社の支払責任）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第 15 条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）

- ①第 1 条（当社の支払責任）の損害に対して保険金などを支払うべき他の保険契約などがある場合において、それぞれの補償規定または保険契約などについて他の保険契約などがないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約などがないものとして算出したこの補償規定の支払責任額}}{\text{他の補償規定または保険契約などがないものとして算出したそれぞれの補償規定または保険契約などの支払い責任額の合計額}} = \text{補償金の支払額}$$

- ②前項の損害の額は、それぞれの補償規定または保険契約などにカード会員等の自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第 16 条（当社の指定医による診察などの要求）

- ①当社は、第 16 条（事故などが発生した場合のカード会員等の義務）第 1 項第 1 号の規定による通知または第 17 条（補償金の請求）第 1 項の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師によるカード会員等、カード会員等の配偶者、カード会員等の 1 親等以内の親族またはカード会員等の子供の身体の診察を行うことを、カード会員等または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）などの関係者に対して求めることができます。
- ②前項の規定による当社の申出について、カード会員等または補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、補償金を支払いません。

第 17 条（事故などが発生した場合のカード会員等の義務）

- ①カード会員等または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第 2 項において同様とします。）は、事故など（第 1 条（当社の支払責任）の特定サービスの提供を受けられなくなった場合をいいます。）が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 第1条（当社の支払責任）第1項に規定するキャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 当社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。
- ②カード会員等または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項に規定する義務に違反したときは、当社は、補償金を支払いません。

第18条（補償金の請求）

①カード会員等または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が補償金の支払を受けようとするときは、補償金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

	第1条（当社の支払責任）(1)に規定するキャンセル事由				
	①	②	③	④	⑤
当社の定める事故状況報告書	○	○	○	○	○
サービスに係る契約者または契約の事実を証明する書類	○	○	○	○	○
カード会員等が負担したキャンセル費用の額を証明する書類	○	○	○	○	○
カード会員等との続柄を証明する戸籍謄本などの書類	○	○	○	○	○
カード会員等と同行を予定していたとわかる記名式旅券などの書類	○	○	○	○	○
死亡診断書または死体検案書	○				
入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書	○	○			
通院日、傷害の内容を証明する医師の診断書	○	○			
疾病が2007年2月1日以降に発病していることを証明する医師の診断書	○				
当社がカード会員等の病状・治療内容などについて医師に照会し説明を求めることについての同意書	○	○			
建物または家財の損害の程度を証明する書類			○		
裁判所へ出頭したことの証明する書類				○	
渡航先を証明する書類					○
第1条（当社の支払責任）(1)⑤の事由が発生したことを証明する書類					○

②当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③カード会員等または補償金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

④カード会員等または補償金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、補償金を支払いません。

以下記載のカードに適用される補償規定

「カード」とは、以下のカードをいいます。

- アメリカン・エキスプレス®・グリーン・カード
- アメリカン・エキスプレス®・ゴールド・カード
- アメリカン・エキスプレス®・ゴールド・プリファード・カード
- アメリカン・エキスプレス®・スカイ・トラベラー・プレミア・カード
- ヒルトン・オナーズ アメリカン・エキスプレス®・プレミアム・カード
- Marriott Bonvoy® アメリカン・エキスプレス®・プレミアム・カード
- ANA アメリカン・エキスプレス®・ゴールド・カード
- デルタ スカイマイル アメリカン・エキスプレス®・ゴールド・カード

第1条（当社の支払責任）

①アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド日本支社（以下「当社」といいます。）は、(a) カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院、または、(b) カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の子供の傷害による通院、または、(c) カード会員の社命出張（以下この補償規定において「キャンセル事由」といいます。）によって、カード会員が第3条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、カード会員またはカード会員の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。

②この補償規定において入院とは、医師（カード会員が医師である場合は、カード会員以外の医師をいいます。以下この補償規定において同様とします。）による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

③この補償規定において社命出張とは、カード会員の勤務先の出張命令者の命令に従ってカード会員が勤務先業務のために出張することをいいます。

④第1項に規定するカード会員とカード会員以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時においてカード会員

の配偶者であったものとみなします。

第2条（カード会員の定義）

この補償規定におけるカード会員は、基本カード会員および家族カード会員とします。

第3条（特定のサービスの範囲）

第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を当社、カードにより支払ったものに限ります。ただし、カード会員の社命出張がキャンセル事由の場合には、勤務先の役員でないカード会員または個人事業主でないカード会員に対して提供される海外旅行契約に基づくサービスに限ります。

- (1) 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- (2) 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (3) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- (4) 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (5) 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- (6) 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第4条（キャンセル費用の範囲）

①第1条（当社の支払責任）第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。

②前項のキャンセル費用は、カード会員に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員がサービスの提供をうけられなくなった場合において、カード会員に同行するカード会員の配偶者もサービスの提供を受けられなくなつたときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。

③第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当社が認める金額に限ります。

第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

①当社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。

- (1) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
- (2) 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
- (3) 通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した当日
- (4) 社命出張がキャンセル事由である場合には、社命出張の開始日から社命出張の終了日まで

②当社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、補償金を支払いません。

③第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後に当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

①当社は、第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。

②前項の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当社は、補償金を支払いません。

第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

①当社は、2006年1月31日以前に、キャンセル事由の原因（カード会員、カード会員の配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供について、第1条（当社の支払責任）第1項の死亡、入院または通院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。または、カード会員について、第1条（当社の支払責任）第1項の社命出張の直接の原因となった出張命令の発令をいいます。）が生じていたためカード会員またはカード会員の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。

②前項の発病の認定は、医師の診断によります。

第8条（補償期間と支払責任の関係）

当社は、この補償規定の補償期間中（2006年2月1日以降、2025年12月14日まで）にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。

第9条（請求可能期間）

当社は2026年6月1日以降にカード会員または補償金を受け取るべき者から請求を受けたキャンセル費用について補償金を支払いません。

第10条（補償金を支払わない場合）

①当社は、第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスが、カード会員の職務遂行に関するものである場合には、補償金を支払いません。

②当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。

- (1) カード会員の故意
- (2) 補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) カード会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) カード会員の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
- (5) カード会員が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または、酒に酔つてもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に

生じた事故

- (6) 妊娠、出産、早産または流産による入院
- (7) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因の如何を問いません。）
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またこれらの特性による事故
- (11) 前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらとともに秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

第11条（補償金の支払額）

当社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額から、カード会員の自己負担額（1,000円または当該キャンセル費用の額の10%に相当する額のいずれか高い額をいいます。第14条（他の保険契約等がある場合の補償金の支払額）第2項において同様とします。）を差し引いた額とします。

第12条（カード会員1名あたりの支払補償金および補償金支払回数の限度）

当社が支払うべき補償金の額は1年間を通じ、10万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会員など、カード会員などの配偶者またはカード会員などの子供の傷害による通院の場合、1年間を通じ、3万円をもって限度とします。なお、キャンセル事由がカード会員などの社命出張の場合、1年間を通じ、補償金支払回数は1回を限度とします。

第13条（損害防止義務）

- ① 第1条（当社の支払責任）第1項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員または補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生の防止または軽減につとめなければなりません。
- ② カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第14条（回収金額の控除）

カード会員が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金があるときは、その額をカード会員が負担した第1条（当社の支払責任）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第15条（他の保険契約等がある場合の補償金の支払額）

- ① 第1条（当社の支払責任）の損害に対して保険金等を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの補償規定または保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出した}}{\text{この補償規定の支払責任額}} = \text{補償金の支払額}$$

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の補償規定または保険契約等がないものとして算出した}}{\text{それぞれの補償規定または保険契約等の支払責任額の合計額}} = \text{補償金の支払額}$$

② 前項の損害の額は、それぞれの補償規定または保険契約等にカード会員の自己負担額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い自己負担額を差し引いた額とします。

第16条（当社の指定医による診察等の要求）

- ① 当社は、第16条（事故等が発生した場合のカード会員の義務）第1項第1号の規定による通知または第17条（補償金の請求）第1項の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師によるカード会員、カード会員の配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供の身体の診察を行うことを、カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。
- ② 前項の規定による当社の申出について、カード会員または補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、補償金を支払いません。

第17条（事故等が発生した場合のカード会員の義務）

- ① カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第2項において同様とします。）は、事故等（第1条（当社の支払責任）の特定サービスの提供をうけられなくなった場合をいいます）が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - (1) 第1条（当社の支払責任）第1項に規定するキャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - (2) 当社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。
- ② カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項に規定する義務に違反したときは、当社は、補償金を支払いません。

第18条（補償金の請求）

- ① カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が補償金の支払を受けようと

するときは、補償金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- (1) 当社の定める事故状況報告書
 - (2) サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
 - (3) カード会員が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
 - (4) カード会員との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
 - (5) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書
 - (6) 入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書
 - (7) 通院がキャンセル事由である場合には、通院日、傷害の内容を証明する医師の診断書
 - (8) 社命出張がキャンセル事由である場合には、出張命令の事実を証明する書類
 - (9) 死亡または入院の直接の原因が疾病であるときは、その疾病が 2006 年 2 月 1 日以降に発病していることを証明する医師の診断書
 - (10) 当社がカード会員の病状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書
- ②当社は、前項の書類以外の書類の提出を求ることができます。
- ③カード会員または補償金を受け取るべき者は、前 2 項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ④カード会員または補償金を受け取るべき者が前 3 項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、補償金を支払いません。

プラチナ・カード®ならびに ANA アメリカン・エキスプレス®・プレミアム・カードに適用される補償規定

「カード」とは、プラチナ・カードまたは ANA アメリカン・エキスプレス・プレミアム・カードをいいます。

第 1 条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、カード会員など^(*1)が、次のいずれかの事由（以下、この補償規定において「キャンセル事由」といいます。）に該当したことにより、第 3 条に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、カード会員などまたはそれらの法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。
 - ①カード会員などまたはカード会員などの配偶者またはカード会員などの 1 親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院
 - ②カード会員などまたはカード会員などの配偶者またはカード会員などの子どもの傷害による通院
 - ③カード会員などの社命出張。ただし社命出張をする者が、勤務先の役員または個人事業主であるなど、自ら社命出張を出す権限をもつ者の場合は含みません。
 - ④カード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財が次に掲げる事由のいずれかによって損害^(*2)を受け、その損害の額^(*3)が 100 万円以上となった場合
 - ア . 火災、落雷、破裂または爆発^(*4)
 - イ . 風災^(*5)、水災^(*6)、ひょう災または雪災^(*7)
 - ウ . 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
 - ⑤カード会員などが裁判所の呼び出しにより、訴訟または調停の証人または評価人として裁判所に出頭する場合
 - ⑥海外の渡航先^(*8)において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合。
 - ア . 地震もしくは噴火またはこれらによる津波^(*9)
 - イ . 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装氾濫その他これらに類似の事変、暴動^(*10)またはテロ行為^(*11)
 - ウ . 運送・宿泊機関など^(*12)の事故または火災
 - エ . 渡航先に対する退避勧告など^(*13)の発出^(*14)
- (2) 第 1 条に規定するカード会員などとカード会員など以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて 30 日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時においてカード会員などの配偶者であったものとみなします。
 - (*) 第 2 条に規定するカード会員または同行予定者をいいます。また、同行予定者とは、カード会員と同一のサービスを同時に参加予約したもので、カード会員に同行するものをいいます。配偶者はここでいう同行予定者に含みません。
 - (*) 消防または避難に必要な処置によってカード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。
 - (*) 損害が生じた地および時におけるカード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕しうる場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
 - (*) 気体または上記の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。
 - (*) 台風、せん風、暴風または暴雨風などによるものをいいます。
 - (*) 台風、暴風、豪雨などによるこう水、融雪こう水、高潮または土砂くずれなどによるものをいいます。
 - (*) 豪雪またはなだれなどによるものをいいます。
 - (*) カード会員などが訪れている海外の渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の海外の渡航先をいいます。以下この補償規定において同様とします。
 - (*) 対象となる地震は、マグニチュード 8 以上のものに限ります。
 - (*) 群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下この補償規定において同様とします。
 - (*) 政治的、社会的、宗教もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体、個人またはこれと連帯する者がその主義や主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下この補償規定において同様とします。
 - (*) カード会員などが利用を予定していた運送機関もしくは宿泊機関などをいいます。以下この補償規定で同様とします。
 - (*) 日本国政府が発する「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」をいいます。
 - (*) 退避勧告など^(*13)が渡航先の属する他の地域に対して発出された場合を含みます。

第 2 条（カード会員の定義）

この補償規定におけるカード会員は、基本カード会員および家族カード会員とします。

第3条（特定のサービスの範囲）

第1条（当会社の支払責任）第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を当会社のカードにより支払ったものに限ります。

- ①国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ②旅館、ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③航空機、船舶、鉄道、自動車などによる旅客の輸送
- ④宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤運動、教養などの趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥演劇、音楽、美術、映画などの公演、上映、展示、興行

第4条（キャンセル費用の範囲）

(1) 第1条（当会社の支払責任）第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。

(2) 前項のキャンセル費用は、カード会員などに対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員などがサービスの提供をうけられなくなった場合において、カード会員などに同行するカード会員などの配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。

(3) 第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員などに対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当会社が認める金額に限ります。

(4) 同行者のキャンセル費用については、旅券など客観的な資料でその同行者の氏名が確認できる場合に限り、同行予定者1名分までを補償します。

第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

(1) 当会社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。

- ①死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
- ②入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
- ③通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した当日
- ④社命出張がキャンセル事由である場合には、社命出張の開始日から社命出張の終了日まで
- ⑤居住の建物またはこれに収容される家財に損害を受けたことがキャンセル事由である場合には、損害を受けた日からその日を含めて31日以内
- ⑥裁判所への出頭がキャンセル事由である場合には、出頭当日
- ⑦第1条（当社の支払責任）(1)⑥がキャンセル事由である場合には、⑥の発生からその日を含めて31日以内

(2) 当会社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、補償金を支払いません。

(3) 第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後に当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

(1) 当会社は、第1条（当会社の支払責任）第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。

(2) 前項の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当会社は、補償金を支払いません。

第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

(1) 当会社は、次に定める期日以前にキャンセル事由の生じた原因が生じていたためカード会員などまたはカード会員などの法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。

- ①キャンセル事由が第1条第1項第1号から2号に定める事由による場合は、その直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病が2007年2月28日もしくはカード会員になった日のいずれか遅い日以前。

(2) 前項第1号の発病の認定は、医師の診断によります。

第8条（補償期間と支払責任の関係）

●当会社は、以下の期日以降にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。

- ①キャンセル事由が第1条第1項第1号から3号に定める事由による場合は、2007年3月1日以降2025年12月14日まで
- ②キャンセル事由が第1条第1項第4号から6号に定める事由による場合は、2013年3月1日以降2025年12月14日まで

第9条（請求可能期間）

当社は2026年6月1日以降にカード会員または補償金を受け取るべき者から請求を受けたキャンセル費用について補償金を支払いません。

第10条（補償金を支払わない場合）

(1) 当会社は、第1条（当会社の支払責任）第1項の特定のサービスが、カード会員などの職務遂行に関係するものである場合には、補償金を支払いません。

(2) 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。

- ①カード会員などの故意
- ②補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- ③カード会員などの自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④カード会員などの麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
- ⑤カード会員などが法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、

- 大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 ⑥妊娠、出産、早産または流産による入院
 ⑦頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）
 ⑧核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 ⑨前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑩第8号以外の放射線照射または放射能汚染

第11条（補償金の支払額）

当会社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額から、カード会員などの自己負担額（1,000円または当該キャンセル費用の額の10%に相当する額のいずれか高い額をいいます。第14条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）第2項において同様とします。）を差し引いた額とします。

第12条（カード会員1名あたりの支払補償金および補償金支払回数の限度）

当社が支払うべき補償金の額は1年間を通じ、50万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会員など、カード会員などの配偶者またはカード会員などの子供の傷害による通院の場合、1年間を通じ、15万円をもって限度とします。なお、キャンセル事由がカード会員などの社命出張の場合、1年間を通じ、補償金支払回数は1回を限度とします。

第13条（損害防止義務）

- (1) 第1条（当会社の支払責任）第1項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除するなどキャンセル費用の発生の防止または軽減につとめなければなりません。
- (2) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当会社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第14条（回収金額の控除）

カード会員などが負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金などの回収金があるときは、その額をカード会員などが負担した第1条（当会社の支払責任）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第15条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）

- (1) 第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金などを支払うべき他の保険契約などがある場合において、それぞれの補償規定または保険契約などについて他の保険契約などがないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出した}}{\text{この補償規定の支払責任額}} = \text{補償金の支払額}$$

他の補償規定または保険契約等がないものとして算出した
それぞれの補償規定または保険契約等の支払責任額の合計

- (2) 前項の損害の額は、それぞれの補償規定または保険契約などにカード会員などの自己負担額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い自己負担額を差し引いた額とします。

第16条（当会社の指定医による診察などの要求）

- (1) 当会社は、第16条（事故などが発生した場合のカード会員などの義務）第1項第1号の規定による通知または第17条（補償金の請求）第1項の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師によるカード会員など、カード会員などの配偶者、カード会員などの1親等以内の親族またはカード会員などの子供の身体の診察を行うことを、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）などの関係者に対して求めることができます。
- (2) 前項の規定による当会社の申出について、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、補償金を支払いません。

第17条（事故などが発生した場合のカード会員などの義務）

- (1) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第2項において同様とします。）は、事故など（第1条（当会社の支払責任）の特定サービスの提供をうけられなくなった場合をいいます）が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ①第1条（当会社の支払責任）第1項に規定するキャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ②当会社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求める場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項に規定する義務に違反したときは、当会社は、補償金を支払いません。

第18条（補償金の請求）

- (1) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が補償金の支払を受けようとするときは、補償金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

	第1条（当社の支払責任）(1)に規定するキャンセル事由					
	①	②	③	④	⑤	⑥
当会社の定める事故状況報告書	○	○	○	○	○	○
サービスに係る契約者または契約の事実を証明する書類	○	○	○	○	○	○
カード会員等が負担したキャンセル費用の額を証明する書類	○	○	○	○	○	○
カード会員等との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○	○	○	○	○	○
カード会員等と同行を予定していたとわかる記名式旅券等の書類	○	○	○	○	○	○
死亡診断書または死体検案書	○					
入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書	○	○				
通院日、傷害の内容を証明する医師の診断書	○	○				
疾病が2007年3月1日以降に発病していることを証明する医師の診断書	○					
当会社がカード会員等の病状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書	○	○				
社命出張の事実を証明する書類			○			
建物または家財の損害の程度を証明する書類				○		
裁判所へ出頭したことの証明する書類					○	
渡航先を証明する書類						○
第1条（当社の支払責任）(1)⑥の事由が発生したことを証明する書類						○

- (2) 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- (3) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当会社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (4) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、補償金を支払いません。

センチュリオン®・カードに適用される補償規定

「カード」とは、センチュリオン・カードをいいます。

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、カード会員など^(*1)が、次のいずれかの事由（以下、この補償規定において「キャンセル事由」といいます。）に該当したことにより、第3条に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、カード会員などまたはそれらの法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。
- ①カード会員などまたはカード会員などの配偶者またはカード会員などの1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院
 - ②カード会員などまたはカード会員などの配偶者またはカード会員などの子どもの傷害による通院
 - ③カード会員などの社命出張。ただし社命出張をする者が、勤務先の役員または個人事業主であるなど、自ら社命出張を出す権限をもつ者の場合は含みません。
 - ④カード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財が次に掲げる事由のいずれかによって損害^(*2)を受け、その損害の額^(*3)が100万円以上となった場合
 - ア. 火災、落雷、破裂または爆発^(*4)
 - イ. 風災^(*5)、水災^(*6)、ひょう災または雪災^(*7)
 - ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
 - ⑤カード会員などが裁判所の呼び出しにより、訴訟または調停の証人または評価人として裁判所に出頭する場合
 - ⑥海外の渡航先^(*8)において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合。
 - ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波^(*9)
 - イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装犯濫その他これらに類似の事変、暴動^(*10)またはテロ行為^(*11)
 - ウ. 運送・宿泊機関など^(*12)の事故または火災
 - エ. 渡航先に対する退避勧告など^(*13)の発出^(*14)

(2) 第1条に規定するカード会員などとカード会員など以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時においてカード会員などの配偶者であったものとみなします。

(*1) 第2条に規定するカード会員または同行予定者をいいます。また、同行予定者とは、カード会員と同一のサービスを同時に参加予約したもので、カード会員に同行するものをいいます。配偶者はここでいう同行予定者に含みません。

(*2) 消防または避難に必要な処置によってカード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。

(*3) 損害が生じた地および時におけるカード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕しうる場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。

(*4) 気体または上記の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*5) 台風、せん風、暴風または暴雨風などによるものをいいます。

(*6) 台風、暴風、豪雨などによるこう水、融雪こう水、高潮または土砂くずれなどによるものをいいます。

(*7) 豪雪またはなだれなどによるものをいいます。

(*8) カード会員などが訪れている海外の渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の海外の渡航先をいいます。以下この補償規定において

同様とします。

- (*)9) 対象となる地震は、マグニチュード 8 以上のものに限ります。
- (*)10)群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下この補償規定において同様とします。
- (*)11)政治的、社会的、宗教もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体、個人またはこれと連帶する者がその主義や主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下この補償規定において同様とします。
- (*)12)カード会員などが利用を予定していた運送機関もしくは宿泊機関などをいいます。以下この補償規定で同様とします。
- (*)13)日本国政府が発出する「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」をいいます。
- (*)14)退避勧告など^(*)13)が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。

第2条（カード会員の定義）

この補償規定におけるカード会員は、基本カード会員および家族カード会員とします。

第3条（特定のサービスの範囲）

第1条（当会社の支払責任）第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を当会社のカードにより支払ったものに限ります。

- ①国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ②旅館、ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③航空機、船舶、鉄道、自動車などによる旅客の輸送
- ④宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤運動、教養などの趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥演劇、音楽、美術、映画などの公演、上映、展示、興行

第4条（キャンセル費用の範囲）

- (1) 第1条（当会社の支払責任）第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。
- (2) 前項のキャンセル費用は、カード会員などに対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員などがサービスの提供をうけられなくなった場合において、カード会員などに同行するカード会員などの配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- (3) 第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員などに対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当会社が認める金額に限ります。
- (4) 同行者のキャンセル費用については、旅券など客観的な資料でその同行者の氏名が確認できる場合に限り、同行予定者1名分までを補償します。

第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。
 - ①死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
 - ②入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
 - ③通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した当日
 - ④社命出張がキャンセル事由である場合には、社命出張の開始日から社命出張の終了日まで
 - ⑤居住の建物またはこれに収容される家財に損害を受けたことがキャンセル事由である場合には、損害を受けた日からその日を含めて31日以内。
 - ⑥裁判所への出頭がキャンセル事由である場合には、出頭当日
 - ⑦第1条（当社の支払責任）(1)⑥がキャンセル事由である場合には、⑥の発生からその日を含めて31日以内。
- (2) 当会社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、補償金を支払いません。
- (3) 第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後に当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、第1条（当会社の支払責任）第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
- (2) 前項の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当会社は、補償金を支払いません。

第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、次に定める期日以前にキャンセル事由の生じた原因が生じていたためカード会員などまたはカード会員などの法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。
 - ①キャンセル事由が第1条第1項第1号から2号に定める事由による場合は、その直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病が2008年1月31日もしくはカード会員になった日のいずれか遅い日以前。
- (2) 前項第1号の発病の認定は、医師の診断によります。

第8条（補償期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、以下の期日以降にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
 - ①キャンセル事由が第1条第1項第1号から3号に定める事由による場合は、2008年2月1日以降2025年12月14日まで
 - ③キャンセル事由が第1条第1項第4号から6号に定める事由による場合は、2013年3月1日以降2025年12月14日まで

第9条（請求可能期間）

当社は 2026 年 6 月 1 日以降にカード会員または補償金を受け取るべき者から請求を受けたキャンセル費用について補償金を支払いません。

第10条（補償金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、第1条（当会社の支払責任）第1項の特定のサービスが、カード会員などの職務遂行に関係するものである場合には、補償金を支払いません。
- (2) 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。
 - ①カード会員などの故意
 - ②補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - ③カード会員などの自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④カード会員などの麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りでありません。
 - ⑤カード会員などが法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または、酒に酔つてもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ⑥妊娠、出産、早産または流産による入院
 - ⑦頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）
 - ⑧核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩第8号以外の放射線照射または放射能汚染

第11条（補償金の支払額）

当会社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額から、カード会員などの自己負担額（1,000円または当該キャンセル費用の額の10%に相当する額のいずれか高い額をいいます。第14条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）第2項において同様とします。）を差し引いた額とします。

第12条（カード会員1名あたりの支払補償金および補償金支払回数の限度）

当社が支払うべき補償金の額は1年間を通じ、100万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会員など、カード会員などの配偶者またはカード会員などの子供の傷害による通院の場合、1年間を通じ、30万円をもって限度とします。なお、キャンセル事由がカード会員などの社命出張の場合、1年間を通じ、補償金支払回数は1回を限度とします。

第13条（損害防止義務）

- (1) 第1条（当会社の支払責任）第1項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除するなどキャンセル費用の発生の防止または軽減につとめなければなりません。
- (2) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当会社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第14条（回収金額の控除）

カード会員などが負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金などの回収金があるときは、その額をカード会員などが負担した第1条（当会社の支払責任）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第15条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）

- (1) 第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金などを支払うべき他の保険契約などがある場合において、それぞれの補償規定または保険契約などについて他の保険契約などがないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\text{損傷の額} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出した}}{\text{この補償規定の支払責任額}} = \text{補償金の支払額}$$

—————

$$\text{他の補償規定または保険契約等がないものとして算出した} \\ \text{それぞれの補償規定または保険契約等の支払責任額の合計額}$$

- (2) 前項の損害の額は、それぞれの補償規定または保険契約などにカード会員などの自己負担額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い自己負担額を差し引いた額とします。

第16条（当会社の指定医による診察などの要求）

- (1) 当会社は、第16条（事故などが発生した場合のカード会員などの義務）第1項第1号の規定による通知または第17条（補償金の請求）第1項の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師によるカード会員など、カード会員などの配偶者、カード会員などの1親等以内の親族またはカード会員などの子供の身体の診察を行うことを、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）などの関係者に対して求めることができます。
- (2) 前項の規定による当会社の申出について、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、補償金を支払いません。

第17条（事故などが発生した場合のカード会員などの義務）

- (1) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第2項において同様とします。）は、事故など（第1条（当会社の支払責任）の特定サービスの提供をうけられなくなった場合をいいます）が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行し

なければなりません。

①第1条（当会社の支払責任）第1項に規定するキャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

②当会社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項に規定する義務に違反したときは、当会社は、補償金を支払いません。

第18条（補償金の請求）

(1) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が補償金の支払を受けようとするときは、補償金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

	第1条（当社の支払責任）(1)に規定するキャンセル事由					
	①	②	③	④	⑤	⑥
当会社の定める事故状況報告書	○	○	○	○	○	○
サービスに係る契約者または契約の事実を証明する書類	○	○	○	○	○	○
カード会員などが負担したキャンセル費用の額を証明する書類	○	○	○	○	○	○
カード会員などとの続柄を証明する戸籍謄本などの書類	○	○	○	○	○	○
カード会員などと同行を予定していたとわかる記名式旅券などの書類	○	○	○	○	○	○
死亡診断書または死体検案書	○					
入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書	○	○				
通院日、傷害の内容を証明する医師の診断書	○	○				
疾病が2008年2月1日以降に発病していることを証明する医師の診断書	○					
当会社がカード会員などの病状・治療内容などについて医師に照会し説明を求めることについての同意書	○	○				
社命出張の事実を証明する書類			○			
建物または家財の損害の程度を証明する書類				○		
裁判所へ出頭したことを証明する書類					○	
渡航先を証明する書類						○
第1条（当社の支払責任）(1)⑥の事由が発生したことを証明する書類						○

(2) 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

(3) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当会社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(4) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、補償金を支払いません。

キャンセル・プロテクションのお問い合わせ先

アメリカン・エキスプレス・キャンセル・プロテクション係

0120-860420

(通話料無料／9:00～17:00／土日祝休)